

議員提出第20号

国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月14日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 小林 昭子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書

2018年4月1日から国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、「低所得者が多数加入する医療保険なのに、保険税が高い」という国保の「構造的問題」は解決できていません。

埼玉県では63市町村のうち31市町村が今年度から税率改正を行い、43市町村が賦課限度額を引き上げています。しかも、単年度での赤字解消が困難と認められる場合は「2018年度から2023年度までの6年間で段階的な目標を設定する」という県の「国民健康保険運営方針」を受けて、来年度から「赤字解消・削減」を理由に一般会計からの法定外繰り入れを削減し、国保税の引き上げを検討している自治体も少なくありません。高すぎる保険税の問題を改善するどころか、さらなる負担増と徴収強化を推進する「都道府県化」では、住民の困難と矛盾は深まるばかりです。

今日の保険税の高騰を招いた大きな要因は、国保加入世帯の貧困化と国の予算削減にあります。国保制度がスタートした当初、政府は「無職者が加入」し、「保険税に事業者負担がない」国保を制度として維持するには「相当額の国庫負担」が必要と宣言していました（社会保険制度審議会「1962年勧告」）。ところが、政府は1984年に定率国保負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は80年代の50%から20%台までに引き下がっています。

国は今回の都道府県化にあたって、「公費拡充による財政基盤強化」として、毎年約3400億円の財政支援を約束しましたが、「国保の構造的な問題」を解決するには、国保負担率を大幅に引き上げる以外はありません。

よって国においては、国保税を他の被用者保険並みの負担に引き下げするため、国民健康保険に対する定率国庫負担の割合を計画的に増やすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣